

## 最終処分場への持ち込みルールが変わります

■最終処分場を安心して適正に利用していただくため、持ち込みルールを見直します。  
ご理解とご協力をお願いします。

### 変更日

令和8年5月1日から

### 対象となる施設

- 市島埋立場：八幡町市島 2218-1
- 和良埋立場：和良町鹿倉 1490-1



持ち込みが可能なものについては  
HPをご覧ください。

### 主な変更点

## ①本人確認の実施

受付で、運転免許証などによる本人確認を行います。

※持ち込みできる人は廃棄物を排出したご本人、同居のご家族、一般廃棄物運搬許可業者に限ります。

- ・申請時には、排出場所や搬入車両ナンバー等も記載していただきます。

## ②年間持ち込み量の制限

持ち込みが可能な量は 1世帯あたり年間で最大積載量4トン未満車1台分までです。

| 年間の持ち込み可能な量（車両換算） |      |      |      |
|-------------------|------|------|------|
| 軽                 | 1 t  | 2 t  | 4 t  |
| 10台まで             | 4台まで | 2台まで | 1台まで |

上限を超える量の持ち込みを希望の場合は、事前に生活環境課までご相談ください。

ごみが出た場所の現地確認・内容確認をさせていただきます。持ち込みを希望される日より5開  
庁日以上前にご連絡ください。

■年間で最大積載量4トン未満車1台を超えない量の場合

- ・市島埋立場：直接持ち込みいただき、現地で申請書を記入、利用が可能です。
- ・和良埋立場：これまでどおり事前に予約が必要です。（和良振興事務所 TEL77-2211）

### 【お問い合わせ】

郡上市役所市民生活部生活環境課  
TEL 0575-67-1833